

令和7年4月25日から明日香村の一部において 市街化調整区域に編入された区域について、新たに容積率等を指定します！

このたび、県では、明日香村の一部において、建築基準法に基づく市街化調整区域における容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さに係る数値を指定しました。

今回変更した数値は、令和7年4月25日から適用されます。

詳しい内容については、奈良県まちづくり推進局建築安全課及び中和土木事務所建築課並びに明日香村総合政策課に備え置く図書で確認してください。

◆ 閲覧及び問い合わせ先 ◆

- 奈良県まちづくり推進局建築安全課 （電話 0742-27-7561）
- 奈良県中和土木事務所建築課 （電話 0744-48-3079）
- 明日香村総合政策課 （電話 0744-54-9018）

ご 注 意

令和7年4月25日までに、都市計画法に基づく開発許可等の所要の手続き及び建築基準法に基づく確認済証の交付を受けていても、令和7年4月25日以降に建築工事に着手する場合は、変更後の容積率等の規制を受けます。